

◆□◆◆□ 群馬産業保健総合支援センター メルマガ第 201 号 ◆□◆◆□

□◆□◆□ ホームページ <http://www.gunmas.johas.go.jp/> □◆□◆□

令和 4 年 4 月 7 日 発信



このメールマガジンは群馬産業保健総合支援センターのホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

## 目 次

1. 認定産業医研修・産業保健セミナー(4～6月)について
2. 3月の認定産業医研修・産業保健セミナー開催結果
3. 関係機関の動き
4. センターからのお知らせ
  - ① ストレスチェック制度の導入をサポートします
  - ② メンタルヘルス対策支援をご利用下さい
  - ③ 治療と仕事の両立支援事業をご利用下さい
5. 独立行政法人労働者健康安全機構 本部からのお知らせ  
「働くあなたの健康と安全のために」のご案内

## 認定産業医研修・産業保健セミナー(4～6月)について

当センター開催の認定産業医研修・産業保健セミナー(4～6月)を掲載します。

お申し込み・詳細につきましては、ホームページをご覧ください

<http://www.gunmas.johas.go.jp/seminar/index.html>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前にお申し込みのない方の受講はできません。必ず申し込みをして下さい。
- ・規模を縮小して実施している為、当面の間、県外にお勤めの方の受講はご遠慮下さい。
- ・緊急事態宣言が発出された場合は、研修・セミナーは、全て中止させて頂きますのでご理解の程よろしくお願い致します。その場合には、ホームページ、FAX またはメールにてお知らせ致します。

日 程	テーマ	開催場所
-----	-----	------

☆認定産業医研修 ※ <u>日本医師会認定産業医以外の方の受講はご遠慮願います。</u>		
4月18日(月)	『 交流分析を使ったメンタルヘルス対策 ～タイプ別ストレス対処とコミュニケーションの取り方～ 』 *定員まで残りわずかです。	群馬県 市町村会館
4月27日(水)	『 特定化学物質障害予防規則の改正について ～溶接ヒュームの対応等～ 』	群馬県 市町村会館
5月11日(水)	『 産業医概論 』	群馬県 市町村会館
5月17日(火)	『 交流分析を使ったメンタルヘルス対策 ～タイプ別ストレス対処とコミュニケーションの取り方～ 』	群馬県 市町村会館
5月19日(木)	『 糖尿病治療と仕事の両立支援 』	前橋テルサ
5月26日(木)	『 健康診断の事後措置 』 *定員まで残りわずかです。	群馬県 市町村会館
6月3日(金)	『 健康診断の事後措置 』	前橋テルサ
6月21日(火)	『 産業医概論 』	群馬県 市町村会館
☆産業保健セミナー ※ <u>日本医師会認定産業医更新の単位取得のセミナーではありません。</u>		
4月18日(月)	『 交流分析を使ったメンタルヘルス対策 ～タイプ別ストレス対処とコミュニケーションの取り方～ 』 *すでに本研修は定員となりました。	群馬県 市町村会館
4月27日(水)	『 特定化学物質障害予防規則の改正について ～溶接ヒュームの対応等～ 』	群馬県 市町村会館
5月17日(火)	『 交流分析を使ったメンタルヘルス対策 ～タイプ別ストレス対処とコミュニケーションの取り方～ 』	群馬県 市町村会館
5月19日(木)	『 糖尿病治療と仕事の両立支援 』	前橋テルサ
5月26日(木)	『 健康診断の事後措置 』 *すでに本研修は定員となりました。	群馬県 市町村会館
6月3日(金)	『 健康診断の事後措置 』	前橋テルサ

3月の認定産業医研修・産業保健セミナー開催結果

◎認定産業医研修

テーマ：『脳・心臓疾患の労災認定基準の改正について』

開催日時：3月9日(月)14:00～16:00

開催会場：前橋テルサ 9階つつじ

講師：萩原 秀樹(群馬産業保健総合支援センター 副所長)

参加者：19名

内容：令和3年9月に脳・心臓疾患の労災認定基準が約20年ぶりに改正されました。

本研修では、労災認定基準のポイント等についてお話いただきました。

参加者からは、

「改正点をとても分かり易く解説して頂いた」「元来判断困難な事案なので、事例の説明もあり分かり易かった」「長時間労働者面談の際、該当者の基礎疾患、睡眠時間を確認する意識付けに役立った」

等の意見をいただきました。



## 関係機関の動き



1. 「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～」について(厚労省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24070.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24070.html)
2. 労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について(厚労省)  
<https://www.gunmas.johas.go.jp/topic/img/388-0.pdf>
3. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について(厚労省)  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0030.pdf>
4. 除染等作業に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について(厚労省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000897620.pdf>
5. 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(厚労省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860576.pdf>
6. 「スベッチャダメよ！ 転倒予防 ムチャしちやダメよ！ 腰痛予防」のキャンペーンの実施について(厚労省)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
7. ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて(厚労省)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000917294.pdf>



管理監督者対象と同様、年1回無料でご利用いただけます。メンタルヘルス対策として、春に若手社員向け研修を、秋に管理監督者向け研修を計画すれば、年2回無料でご利用可能です。

その他、メンタルヘルス対策個別訪問支援では、専門スタッフが無料で事業場まで出向いてメンタルヘルス対策の体制づくり(心の健康づくり計画や就業規則、職場復帰プログラムの作成など)のお手伝いを致します。

※申込は当センターホームページの「メンタルヘルス対策」からお願い致します。

<http://www.gunmas.johas.go.jp/mental/index.html>

### ③ 治療と仕事の両立支援事業をご利用下さい

がん対策基本法が改正され、第8条に(事業主の責務)として、「事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。」と新設、事業場にはがん等に罹患しても安心して働き続けられる職場、安全に働く事ができる職場を作るために積極的な取り組みが求められています。

また、平成28年2月には厚労省により「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が作成されました。

当センターでは、ガイドライン等の周知に取り組むとともに、各事業場に対して以下の支援を実施いたします。

#### ☆個別訪問支援

両立支援促進員が職場を訪問し、導入を進めるための相談、事業場における体制づくり・規定や制度づくりへの助言(柔軟な年休制度、病気休暇制度等)など両立支援を進めるにあたっての枠組み作りをお手伝いします。(無料)

#### ☆管理監督者・労働者教育

両立支援促進員が職場を訪問し、管理監督者や働く人に対する治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施すると共に、「患者(労働者)と事業場との個別調整の支援」を行っています。

※申込は当センターホームページの「治療と仕事の両立支援」からお願い致します。

<http://www.gunmas.johas.go.jp/ryouritsushien/index.html>

## 独立行政法人労働者健康安全機構 本部からのお知らせ

### 「働くあなたの健康と安全のために」のご案内！

機構本部では、職域における労働者の健康と安全の為に様々な情報を提供しています。

<https://www.johas.go.jp/>

#### ① 産保センターWeb ひろば

産業保健総合支援センター(さんぼセンター)、地域産業保健センター(地さんぼ)で行なっている詳しいサービス内容や産業保健に関する資料の紹介など、今後さらに役に立つコンテンツを拡充していきます。

「さんぼセンター」「地さんぼ」が提供するサービスについて、俳優の谷原章介さんがわかりやすく解説します。

<https://www.johas.go.jp/Portals/0/sanpocenter/webhiroba.html>

